[翻刻]茂木久栄家資料「日記帳」(慶応三年)

新堀道生*・秋田古文書同好会

一解

佳子、伊藤正雄、伊藤茂、鎌田幸男、大門丈士、高橋三雄、 年 (一八六五) 秋田県立博物館所蔵茂木久栄家資料の一部である。本誌四十三号に慶応元 又村の家数は七十軒、人口は三百六十三人であった の年を通じて、肝煎は平助、 鈴木倫子の各会員が担当した。解読指導、解題の執筆を新堀が担当した。 三年分を収録した。解読は秋田古文書同好会の石山伸、 内容はこれまでと同様、肝煎が提出し受領した文書が大部分である。こ 本史料は、 齋藤正庸、 目黒勵、 雄勝郡三又村(秋田藩領、 分、 四十五号に同二年分を載せたのに続き、 肝煎仮担は孝作がつとめている。この年の三 日高輝美、幡宮明貞、伊藤美亜、熊谷清貴、 湯沢市駒形町三又)の日記帳で、 (記事 88) 。 田中理榮子、 越後美緒子、 本号では慶応

期して、文言の校閲を依頼することがあったのかも知れない。
が一定しない状態が続いていた。そうした状況の中で、肝煎平助が慎重を
が一定しない状態が続いていた。そうした状況の中で、肝煎平助が慎重を
は虎之助が肝煎担役、九月から平助が、また一時亀六が肝煎となり、肝煎
に之助が肝煎を兼ねた。その後は「日記帳」収録の文書の署名をみると、文三又村では茂木亀六の肝煎退任後、慶応元年一月から稲庭村文右衛門が

軒の半数に満たないが、 ると、重複する者は一人しかいない。そこから推せば、極窮者として申告 担者の人名を、慶応二年に極窮者として助成を申請した二十四人と照合す が課された(11)。この四名を除くと残り六十六軒となる。試みに郷符負 米とセットで賦課され、三又村では七郎兵衛ら四名に、個別に人差御用米 慮がなされていた。 の割り付けは、機械的に全戸に割り当てるのでなく、経済状況に応じた配 して五十五人であるから、十軒ほど足りないが、ともかく郷符米の村内で した家に郷符の割り付けを免除したのであろう。そうだとしても双方を足 に応じて負担を求めたとみられる。負担者は三十二人で、 人の負担額は三升から一俵二斗八升までと開きがあり、 る総額しか知ることができないので、貴重な情報である。 郷符米の各百姓負担量を記した記事がある これはどうしたことであろうか。 111 . 112 持高など経済状態 郷符は人差御用 当時の家数七十 それによると各 通例は村が納め

その他珍しい記事では、麹室の大きさを記したものがある(9)。 下村であり、給人との折衝に苦慮した村の姿がうかがわれる。 手形の発給と交換条件で進めていたようである。 三又村は給人知行地の多い村であり、給人との折衝に苦慮した村の姿がらかがわれる。 こ又村は給人菊地時之進に宛てた文書で、三又村に三十両の借金があっ 記事10は給人菊地時之進に宛てた文書で、三又村に三十両の借金があっ

No.	内 容	月
104	郡方備高米積帳	10月
105	五斗米高帳	10月
106	地頭差上高伺帳	10月
107	御開持百姓願出の覚書	12月
108	他領出入人なき旨上申書	12月
109	辛労免高借上高届書	12月
110	人差・郷符上納請書	12月
111	郷符割合	12月
112	郷符割合	12月
113	差上米・五斗米手形差出につき覚書	
114	差上米・五斗米手形差出につき覚書	12月

No.	内 容	月
87	春農拝借米願書	1月
88	村高・戸口・馬数につき上申	1月
89	撫育助成米拝領願書	3月
90	杉木拝領願書	4月
91	五升備取調書	3月
92	無尽会合迷惑につき願書	5月
93	火災届書	7月
94	罹災状況につき覚	7月
95	被災者へ助成米拝領願書	7月
96	助成米拝領証文	8月
97	納米引替宥免願書	9月
98	糀室につき願書下書	
99	糀室につき上申	11月
100	室屋株札名義書替願書	11月
101	給人借金償却方につき取極書	9月
102	上り知蔵入高米積帳	10月
103	撫育備高米積帳	10月

何

からの通し番号とした。
〇検索の便のため
【 】に記事番号と見出しを記した。番号は慶応元年分

〇史料中の用語につき適宜注釈を施し、各記事の後に掲げた。

〇読解の便のため読点・並列点を加えた。

などの合字は平仮名に改めた。○旧字・異体字は通用の字体に改め、変体仮名の「は」は平仮名に、「より」

〇誤りと思われる字はそのまま記し、傍注の丸括弧内に「ママ」と記すか、

正しいと思われる字を記し、疑問が残るものは「カ」と付記した。

〇欠字は一字あきで示した。 と記した。

○付箋等は鉤括弧で示し「(付箋)」のごとく傍注を付した。○判読不能の文字は□で示した。

翻刻

87

春農拝借米願書

慶応三・一】

乍恐以口上書奉願上候御事

向可申様無之、恐惑之至ニ奉存候、 太切之御田地守格罷有候様、御取扱被成下度奉願上候 何卒御憐愍を以春農拝借米三百俵拝借被仰付、 御時節柄奉願上候も恐入奉存候へと 困窮之村方如何様御 下地压 黑知縣御高割御調達

右之趣乍恐何分宜敷様被仰上、 願之通り被仰付、 困窮之御百姓共御助

被成下度、幾重ニも奉願上候、 以上

三又村

肝煎

同仮担 平助

慶応三年

卯正月

孝作

長百姓

与助

江畑要助殿③

(1) 天保四巳年の天保飢饉

(3) 郡方吟味役。

(2) 慶応二寅年。

88 村高・戸口・馬数につき上申 慶応三・一】

乍恐以口上書奉申上候

当高五百三石九斗五升壱合

家数七拾軒

人数三百六拾三人

馬数拾五疋

合

右之通りニ御座候、以上

慶応三年

卯正月

江畑要助殿

長百姓 与助

同村

同仮担

孝作

三又村

肝煎

平助

撫育助成米拝領願書 慶応三·三 】

乍恐以口上書奉願上候

89

、所持高七升

年齢五十五歳

同四十九歳

女房

同七十弐歳

母親

同廿弐歳

おへち

おりへ

同十歳

同弐歳

初蔵

是迄見継罷在候得共、生子撫育可仕様無御座候ニ付、無拠奉願上候、 右之者兼而極窮ニ而老人世悴病身之者勝ニ而一家扶助相成兼、 郷中二而 何

家内合六人

慶応三年

御百姓御救助被成下度幾二も奉願上候、以上 度奉願上候、右之趣乍恐何分宜様被仰上、願之通り拝領被仰付、極窮之 卒以御憐愍御撫育御助成米拝領被仰付被下置、極窮之御百姓御助被成下

三又村

肝煎

平助

同仮担

孝作

同村長百姓

与助

90 杉木拝領願書

慶応三・四

江畑要助殿

乍恐以口上書奉願上候

林こし畑添 三十本

一、杉 七郎兵衛

林之内昌林

拾本 弐尺廻より三尺廻讫

一、同 同人

一、同 廿本 弐尺廻より三尺廻迄 同人

大学林昌林

一、同 廿本 弐尺廻より三尺廻迄 同人

右之通り此度拝領仕度願出ニ御座候間、 合八拾本 何卒御憐愍を以符人願之通り拝

領被仰付被下度、乍恐以書付を以奉願上候、以上

卯四月十九日

慶応三年

三又村

肝煎

平助

同仮担

上遠野藤助殿

同村長百姓

与助

孝作

(1) 湯沢林取立役(茂木家資料三〇一九「万代日記帳」)。

91 五升備取調書 慶応三・三 】

乍恐以書附奉申上候

米軽升七拾六石弐斗

五升備

内五十四石 蒸粃米

同廿弐石弐斗 籾三十七石

右之通り当村五升備御取調高書上仕候処相違無御座候、依之乍恐書附奏 但し六合挽見込

差上候、以上

慶応三年

卯三月

江畑要助殿

孝作

同仮担

同村長百姓

卯三月廿五日親郷へさし上候控

92 無尽会合迷惑につき願書 慶応三・五

乍恐書附を以奉願上候御事

付、当村ニ而拾二人前御加入奉申上候処、昨年春御会合より横手ニ而御 会合被成置候二付、御加奉申上候連中之者迷惑之趣申出二付、小野崎助 御屋敷様二而御企被成置候御無尽、当村二而御会合被成置候様被仰

三又村

肝煎

平助

置候得ハ、掛金不取立ニ而如何共取扱難儀仕迷惑ニ奉存候間、 御尤之事ニ奉存候得共、御加入之者共より願出候は、何程麁茉ニ而も不 四郎様江願申上候得共、当節諸色高直ニ付御会合入料御迷惑之由ニ而、 通被仰付被下度奉願上候 苦候間、以来は御会合被成置候様被成度奉願上候、横手ニ而御会合被成 何卒願之

右之趣何分宜敷様被仰上、 願之通御取扱被成下度奉願上候、 以上

増田村

御与代 多三郎

三又村

上

村上周蔵様

慶応三年

卯五月

93 火災届書 慶応三・七】

乍恐以口上書奉申上候御事

処、蚊ゑぶし水………□置候得共、出火ニ相成候様被考候趣申事ニ御座候、過ぎがより自然と 昨廿五日之夜九ツ頃、当村御百姓長治焼失仕候、段々出火之模様取尋候 火の本要心之儀ハ兼而厳重被仰渡有之処右之仕合、当人事菩提処吉祥寺

人入寺罷在申候、外二類焼之者并人馬二怪我等無御座候、依之乍恐御届

奉申上候、

右之趣乍恐何分宜敷様被仰上、 願之通り焼跡早速取仕舞ニ相成候様、

重ニも奉願上候、以上

慶応三年

卯七月廿六日

三又村肝煎

平助

同 喜太郎

河野隆之進殿

94 罹災状況につき覚 慶応三・七

所持高三斗五升

長治

家内四人 梁間弐間、 行間四間

白米 壱斗五升

蒸粃米 壱斗

味噌 家財農具無残 壱斗五升

右之通ニ御座候、 以上

三又村肝煎

平助

河野隆之進殿

同村長百姓

門右衛門

孝作

「前書三又村より奉申上候通、 檢使様被下置、焼跡取片付ニ相成候様被仰付被下置度、乍恐私共 焼失仕候間、 何卒御憐愍を以早速御

添書を以奉願上候、以上

慶応三年

卯七月

稲庭村肝煎

養助

同

新三郎

95

被災者へ助成米拝領願書

慶応三・七

慶応三年 卯七月廿六日

孝作

同村長百姓

門右衛門

河野隆之進殿

乍恐以口上書奉願上候

所持高三斗五升

無御座、実ニ歎しく奉存候、御時節柄重畳恐入奉存候へ共、何卒以御憐 財・農具共無残焼失仕、当惑之至ニ奉存候、何を以御田地守格罷在候様 右は昨廿五日之夜焼失仕候者ニ御座候、尤取調書奉差上候通り穀物・家

愍困窮之当人御助被成下置度奉願上候 成来拜儀被仰付被下置度

右之趣乍恐何分宜敷様被仰上、 願之通り御助被成下度奉願上候

以上

三又村肝煎

河野隆之進殿

平助

孝作

慶応三年

卯七月廿六日

同村長百姓

門右衛門

河野隆之進殿

卒以御憐愍極窮之当人御救助被成下置度、乍恐私共添書を以奉願上候、 長治事是ニ極窮之御百姓ニ御座候得ハ、何を以露命 御時節柄願申上候も恐入奉存候得共、何

「前書三又村願之通、

を可繋様無之躰、

歎敷奉存候、

稲庭村

以上

慶応三年

肝煎

97 納米引替宥免願書 慶応三・九

乍恐以口上書奉願上候御事

願上候 困窮之御百姓御助と被思召被下置候而、引替之儀御免被成下置度、偏ニ奉而、御毛見御苦柄等願申上、漸々之事ニ而御収納仕候躰ニ御座候間、何卒弐俵之内三俵悪米ニ付、引替可仕被仰付候得共、昨年之儀ハ非常之悪作ニ 去寅年分御物成米之内、当二月中拾弐俵上納仕罷在候処、御皆済之節右拾

三又村肝煎

成下度、幾重ニも奉願上候、以上

右之趣乍恐何分宜敷様被仰上、悪米引替之儀御免被成下置候様御取扱被

平助

同仮担

卯七月

養助

新三郎

河野隆之進殿

96 助成米拝領証文 慶応三・八】

御証文之事

御米六斗也

奉存候、依之乍恐御請留奉差上候、 右之通り当村御百姓長治焼失ニ付、 以上 為御助成米拝領被仰付、 難有仕合ニ

慶応三年

卯八月廿四日

三又村肝煎

平助

同仮担

孝作

同村長百姓

喜太郎

慶応三年 卯九月 同村長百姓 孝作

御与代 門右衛門

慶応三年

卯十一月

同

幸作 平助 三又村肝煎

同村室屋

長左衛門

同村長百姓 喜太郎

太縄織衛様

御内

髙橋隆太様

98 糀室につき願書下書

乍恐以口上書奉願上候

罷在候処 去ル嘉永五子年御改二而、当村長左衛門と申者、室株札拝領、 糀屋家業

99 糀室につき上申 慶応三・十一 】

乍恐以書附奉申上候

糀室壱棟

雄勝郡三又村

長左衛門

一、梁間六尺

一、桁間七尺

高サ四尺五寸 但し曲尺ニ而柱面より柱面迄

糀米拾五石 子ノ秋より丑ノ夏迄

拾五石 丑ノ秋より寅ノ夏迄

同 拾五石 寅ノ秋より卯ノ夏汔

合四拾五石

取調仕候処

右之通り相違無御座候、為其肝煎・長百姓連印奉差上候、 以上

> 中川弥右衛門殿 那珂惣助殿

100 室屋株札名義書替願書 慶応三・十一 】

乍恐以口上書奉願上候

、去嘉永五子年御改ニ而、当村長左衛門と申者、御株札拝領、糀屋家業 願上候間、何卒御憐愍を以同人共願之通り御障も無御座候ハト長左衛門 共相談之上、当村勘右衛門と申者へ御株札永代相渡候事ニ仕候故、御株 札御書替被成下候様被仰立被下置度趣、双方より願申出候ニ付、無拠奉 在候処、近年老母も相果、弥増困窮ニ罷成り、室家業相成兼、此度親類 斗相残、迚茂室家業相成兼候躰ニ付、親類共助力を以是迄如何様家業罷 致罷在候処、七、八年以前同人共夫婦共病死仕、女世悴と七十余之老母

右之趣乍恐何分宜様被仰上、願之通り被仰付被下置度奉願上候、以上 辰二月九日平鹿郡西野村甚九郎へ書替願書さし上

持主双方親類共肝煎・長百姓連印を以奉願上候、以上

御株札勘右衛門名舞ニ御書替被成下置度、奉願上候、依之御株札渡主・

但し親類共分肝煎・長斗印形致候

三又村渡主 長左衛門

同村持主 同村親類 惣兵衛 勘右衛門

慶応三年

卯十一月

同村肝煎 親類 平助 七郎兵衛

孝作

同村長百姓 喜太郎

那珂惣助殿 中川弥右衛門殿

成置候様被仰出候事 右之通り卯十一月御廻在之節差上候処、願書御取上ニ相成、明春御書替被

101 給人借金償却方につき取極書 慶応三・九

相違無御座候 度御上納奉申上候、尚亦三両弐歩御家来様往来諸入用日用共奉差上候処 願上候処、御承引被成下、難有仕合奉存候、以来形之儀ハ麁略無之様急 御向高『二而拝領仕候事二仕候而、此度不納分元り之分御助被成下度奉 寅八月金三拾両月壱分利足付を以、 二相成候得とも、困窮之御百姓共上納形難渋之趣を以奉願上候而、去 去慶応二寅年御収納銀石之内不納分有之、元り勘定仕候得ハ不少上納分 銀石之内ニ而拝領不仕、来辰正月より月壱分利足付を以御定証文表 御用立候分、当極月迄元利すくみで

、御買物支払方御差支之儀被仰付、 当十一月中無利足二而拝領之御定二而御証文拝領、 依之私共印形仕書付奉差上候、 以上 金五両平助・亀六両人ニ而御用立、 取極候処相違無御座

慶応三年

卯九月二日

平助

菊地時之進様

御家来様

御披露

而御取極ニ相成候、 右之通卯八月廿八日御家来本間万蔵様御廻在、九月二日迄御逗留被成置候 右之書付差上、万蔵様久府へ御帰館否哉、 御皆済御手

(1) すくみ=圧縮・縮小の意か

形御仕送り被成下候筈ニ御座候

(2) 向高=給人の借金返済のため知行地からの年貢諸役収入を返済に充てる方法、もしくはそ

の知行高。むけだか。

102 上り知蔵入高米積帳 慶応三・十 】

雄勝郡三又村上り知御蔵入り高御米積帳

当高壱石三斗三升六合 三又村

内弐斗四升 荒・川欠跡より

同九斗三合 当村七郎兵衛・伊兵衛へ被下候辛労免高

残り高壱斗九升三合

此御物成六納 壱斗壱升六合

口米四合

右米合壱斗弐升

此引米

三合

諸役代銀

五匁壱厘 二五九四一二ノカケロ

残り米壱斗壱升三合 四合 肝煎免

当高弐升弐合

右同村別水御開

此物成四ツ五分納 壱升

引米なし 五役代銀 一〇三一一二ノカケ也

右米合壱斗弐升三合

内弐斗七升三合 焰硝方御賄三斗引米分

さし引壱斗五升差上

此分御差上より御さし引ニ成

右之通り御座候、以上

三又村肝煎

平助

同村仮扣

同村長百姓

慶応三年

卯十月

河野隆之進殿

(1) 記事6と同様、五匁一厘を算出するための係数。残り高に掛ける。

103 撫育備高米積帳 慶応三・十 】

雄勝郡三又村御撫育御備高御米積帳

、当高九斗六升五合

此御物成 六ツ納 五斗七升九合

口米壱升弐合

右米合五斗九升壱合

壱升九合 諸役代銀廿五匁三厘

壱升壱合 肝煎免

右之通り御座候、以上 残り米五斗六升壱合

三又村肝煎 平助

同仮担

孝作

同村長百姓 喜太郎

慶応三年

卯十月

河野隆之進殿

郡方備高米積帳 慶応三・十】

104

雄勝郡三又村郡方御備高御米積帳

当高廿七石九斗六升三合 内弐斗壱升 川欠跡より

三又村

酉年より卯年迄七ケ年御蔵入

高七斗六升

此御物成六ツ納 四斗五升六合

〆弐石七斗三升五合

右米合弐石七斗五升 口米五升五合

此はらい

九升壱合 諸役百十八匁弐厘

五升四合 肝煎免

残弐石六斗四升五合 ぐ壱斗九升五合 同四斗四合 卯より巳迄引継休高 同弐拾三石五斗五升三合 右は同村吉郎兵衛へ被下候辛労免高

残り高三石七斗九升九合 此御物成六ツ納 弐石弐斗七升九合

(付箋下)

三又村

「口米四升六合

此払

右米合弐石三斗弐升五合

四升六合 肝煎免 七升六合 諸役代銀九十八匁五分五厘

残り米弐石弐斗三合

慶応三年

卯十月

106

地頭差上高伺帳

慶応三・十 】①

同仮担

孝作

喜太郎

雄勝郡三又村御地頭御差上高御伺帳

慶応三年

卯十月

同村長百姓

河野隆之進殿

覚

105

五斗米高帳 慶応三・十 】

雄勝郡三又村五斗米高帳

当高五百三拾六石三斗七升

内三拾石弐斗九合

同弐石弐斗壱升 右は『より巳迄三ケ年引継休高荒・川欠跡より

〆三拾弐石四斗壱升九合

残り高五百三石九斗五升壱合 此出米廿五石壱斗九升八合

同高壱升七合 但し拾石ニ付五斗宛

此出米壱合 但し高拾石ニ付三斗宛

右米合廿五石壱斗九升九合

右之通り御座候、以上

同仮担

平助

(貼紙下)

三又村

孝作

同村長百姓

慶応三年

一、当高 四拾三石七斗九升弐合 小野崎三郎様

同高 同高 七石四斗九升九合 三斗九升壱合 軽部助蔵様 菊地時之進様

一、同高 五石五升壱合 山崎運助様

一、同高 三石五斗七升九合 渡部藤治様

一、同高 同高 拾石七斗壱升 五石四升九合 岡田清之進様 真崎弥三郎様

一、当高 六石三斗七升四合 竹貫織之助様

ド七十六石七升壱合

同高 同高 壱石四斗六升四合 七石弐斗四升弐合 豊田重四郎様 江尻国之助様

一、同高 壱石六斗八升四合 清水東八様

一、同高 弐石九斗七升 棚谷八十治様

一、同高 四石弐斗弐升 佐藤六右衛門様

、同高 弐拾三石弐斗五升八合 林三隆様

、同高 弐拾七石三斗三升弐合

遠山理助様

卯十月

河野隆之進殿

喜太郎

《七十石三斗三升四合

$\overline{}$							
同高	同高	同高	同高	同高	同高	当高	
七石四斗八升五合	弐拾石八斗四升七合	壱斗弐升	壱斗壱升弐合	壱石五斗九升壱合	七石	拾壱石八斗七合	
後藤源蔵様	後藤小早人様	完戸勘四郎様	川亦六右衛門様	太縄織衛様	粕谷東太様	介川敬之進様	

必五十壱石九斗六升弐合

同高

三石

後藤忠兵衛様

当高

田中広馬様

同高 同高 拾弐石 三石六斗九升六合 弐斗八升弐合 月居桂様 太田易五郎様

一、同高 同高 七石 五拾九石弐升四合 泉恕助様 中村竜助様

弐石 藤本為八様 同高

七升七合

須田内記様

同高

箭田野新右衛門様

同高

四石四斗

《八十八石四斗七升九合

四石四斗弐升壱合 済藤佐大夫様

燙(斉)

鈴木惣左衛門様

曲田杏林様

同高 当高

三升四合

同高

四石

人不四斗五升五合

(貼紙)

「当高合弐百九拾五石弐斗九升壱合 此出米百七拾四石八斗壱升弐合 五九ノ二

> 残り米百七十四石六斗六升弐合 内壱斗五升 御物成米差引過上

此当高弐百九十五石三升七合 此出米弐百廿七石壱斗七升八合

此俵七百五十七俵卜七升八合 右之通り御座候以上

慶応三年

同仮担

平助

三又村肝煎

卯十一月

同村長百姓 与助 孝作

河野隆之進殿

(1) 記事16の慶応元年「給人差上高米積」にくらべると、給人須田伝八郎・深谷政治・上遠野 想的な当高の七七%を実際の出米(村内取立高)とするのは慶応元年と同じ。 変化がある。定式の年貢率(五九・二%)で算出した年貢米量から当高を逆算し、その仮 民部の名がなく、田中広馬が加わっている。元年に共通する三十二人のうち十四人は高に

107 御開持百姓願出の覚書慶応三・十二】

御開持百姓一統より願出之事

、此度御開持百姓一統より願出候は、近年川前通普請多分二罷成、其上 之上願之通定被下度、御開世話方五郎八を以願出候事 提人足等も不少差出候而迷惑ニ付、鍬延御開持江五割増仕度、

慶応三年

卯十二月七日

108 他領出入人なき旨上申書 慶応三・十二

乍恐以口上書奉申上候

当五月中御取調被成置候以来、 御他領へ奉公罷出候者、又は御他領よ

	河野隆之進殿 同村長役	慶応三年卯十二月 三又村肝煎	右之通御請仕候処相違無御座候、以上	、同 六石 郷符	、同	、同	、同 三石五斗 八右衛門	、米軽升三石八斗 七郎兵衛	覚	【 10 人差・郷符上納請書 慶応三・十二 】		卯十二月	慶応三年	奉願上候、以上	右之通り当村吉郎兵衛辛労免高御借上高ニ御座候間、	、当高九石四斗弐升	雄勝郡三又村	覚	【 10 辛労免高借上高届書 慶応三・十二 】		戸島文之助殿	同村長百姓	卯十二月	慶応三年 同仮担		三又村肝煎	り入込候者、男女共壱人も無御座候、依之乍恐以書附奉申上候、
		肝煎 平助			衛		門	衛				肝煎	三又村		間、御引合被成下度	吉郎兵衛	科				喜太郎	育姓	孝作	1 —	平助	 	附奉申上候、以上
一、同	一、同	一、同	一、同	一、同	一、同	一、同	一、同	一、同	一、同	一、同	一、同	一、同	一、同	一、同	一、同	一、同	一、同	一、同	一、同	一、同	一、同	一、同	一、同	一、米軽		卯年郷符	111
壱俵弐斗八升	弐斗五升	弐斗五升	壱斗三升	壱斗五升	壱斗五升	壱斗	壱斗五升	三升	壱斗五升	七升	弐斗	壱斗五升	壱斗	五升	三升	壱斗	七升	壱斗	弐斗	壱斗	壱斗	壱斗	七升	米軽升三升	覚	卯年郷符六石被仰付候分、此割合左之通り	郷符割合 慶応三・十二 】
庄之助	与助	喜太郎(印)	五郎兵衛	利右衛門	利左衛門	万之助	門右衛門	清右衛門	角助(印)	五郎八 (印)	喜助	孫市	久右衛門	新右衛門(印)	庄三郎	藤九郎	倉之助	十蔵	平右衛門	七五郎	長右衛門	文蔵(印)	平蔵	長之助			

一、同 三斗三升三合 一、同 壱斗六升七合	一、同 壱斗六升七合	一、同 壱斗六升七合	一、同 壱斗壱升七合		一、米軽升五升	覚	寅年郷符拾石被仰付候分、割合左之通	【 112 郷符割合 慶応三·十二 】 ^①		河野隆之進殿						卯十二月	慶応三年	右之通り割合仕候、以上	合六石	一、同 八升	一、同三升	一、同一壱俵	一、同 弐斗	一、同 弐俵壱斗五升	一、同 弐俵	一、同 弐俵八升
平右衛門	長右衛門	文蔵	平蔵「印形」	(付箋)	長之助						喜太郎	同村長役	孝作	同	平助	肝煎	三又村			善助	市左衛門	市太郎	孝作(印)	孫右衛門	太左衛門	十兵衛
右之通り割合仕候、以上〆拾石	一、同 壱斗三升三合	一、同 五升	一、同 四斗壱升七合	一、同三斗三升三合	一、同一壱石	一、同 壱石弐斗五升	一、同 壱石壱斗三升四合	一、同 九斗六升三合	一、同 四斗壱升七合	一、同 四斗壱升七合	一、同 弐斗壱升七合	一、同 弐斗五升	一、同 弐斗五升	一、同 壱斗六升七合	一、同 弐斗五升	一、同五升	一、同 弐斗五升	一、同 壱斗壱升七合	一、同三斗三升三合	一、同 弐斗五升	一、同 壱斗六升七合	一、同八升三合	一、同五升	一、同一一壱斗六升七合	一、同 壱斗壱升七合	一、同一壱斗六升七合
	善助	市左衛門	市太郎	孝作(印)	太左衛門	孫右衛門	十兵衛	庄之助	与助	喜太郎(印)	五郎兵衛	利右衛門	利左衛門	万之助	門右衛門	清右衛門	角助(印)	五郎八(印)	喜助	孫市	久右衛門	新右衛門(印)	庄三郎	藤九郎	倉之助	十蔵

慶応四年 卯十二月

三又村 肝煎

平助

同

113 差上米・五斗米手形差出につき覚書

門を以御扱様江御披見入置候処、 御差上米・五斗米共、 纏役平右衛門殿相頼、 御手形弐枚、 同人江差上置候事 御詩合様御判を得不申候得ハ不相成候 御扱様稲庭村御廻村之節、 、門右衛

114 差上米・五斗米手形差出につき覚書 慶応三・十二 】

残り分早々出俵可致申上置候得とも、 当御差上出俵難被成趣、先達而孫市を以被仰越候ニ付、昨年分差上 態々壱人差遣候条、一筆啓上候、然は去寅年御差上米過上之由ニ付、 今日中誰そ御壱人御遣し御帳合可被下候、左も無之候へハ不納ニ致し ″ ″ ″ ″ ″ 相分り候間壱俵も過請取無之候間、 足付を以可請取趣被仰越、些取請兼申候、右ニ付段々吟味仕候処 れ右分差控、出米之内より一ト先差控、 右衛門中間分二而請取、 帳吟味仕候処、七俵出分之処へ、三俵出し人宇太郎分請取、七俵孫 且ツ昨日振合可然趣申遣候処、四俵過上有之二付、其節相場利 さし引三俵過上有之、早速吟味往届兼、 昨今両年分蔵入切手御持参、早々 于今出俵無之哉、甚床しくご 追々吟味之上聢と可申上儀

> 郷中向ハ早々此者へ御出銭御渡可被下候、 済」皆用小役銀上納形ニ付借受候銭筋故、今日同人遣し取極可申候間 **盂置候外無之候、猶当暮入用此者江御渡可被下候、親郷より居才足人** 昨日より引請罷有り、迷惑千万二奉存候、且御取分は皆以喜太郎 右申上度早々以上 三又村

卯十二月三十日

肝煎

増田村

定可申上候間、 尚々春中借用之米は御百姓より未夕取立不仕候間、 佐藤清十郎殿 左様御承知被下度候、以上 繰合中ニハ急度御勘

(1) 床しい=知りたい、気にかかる

は記事29にみえる。記事11と一緒に参考として提出したものか。末尾に「慶応四年」とあるのは

(1) この記事の内容は慶応二寅年の郷符の村内での割合。慶応二年の郷符米が十石だったこと

河野隆之進殿

慶応三年の誤り